

福島県水素エネルギー普及拡大事業  
(燃料電池バス導入モデル事業)  
補助金募集要項

令和4年7月1日  
福島県エネルギー課

「福島県水素エネルギー普及拡大事業（燃料電池バス導入モデル事業）補助金」については、福島県水素エネルギー普及拡大事業（燃料電池バス導入モデル事業）補助金交付要綱、福島県水素エネルギー普及拡大事業（燃料電池バス導入モデル事業）補助金実施要領、福島県補助金等の交付等に関する規則（昭和45年福島県規則第107号）に定めるもののほか、この要項に定めるところにより補助交付申請を募集する。

## 1 事業概要

### (1) 補助対象事業

燃料電池バスを県内に導入する事業。

### (2) 補助対象経費と補助金の額

#### ア 補助対象経費

燃料電池バスの車両本体の購入価格（消費税を含まない）

#### イ 補助金の額

定額

※ただし、補助対象経費から予め定める基準額及び国が実施する燃料電池バス導入に係る補助金の額を差し引いた額とし、かつ5千万円以内の額。

### (3) 補助対象者

#### ア 旅客自動車運送事業者

イ 旅客自動車運送事業者に運行を委託するための助成対象バス（補助金の交付対象となる燃料電池バスをいう。）を所有する者（以下、「運行委託者」という。）

ウ 旅客自動車運送事業者又は運行委託者と助成対象バスに係るリース契約等を締結するリース事業者（以下、「リース事業者」という。）

### (4) 補助の要件

ア 交付決定の通知日から当該通知日の属する年度の2月末日までの間に、新車（初度登録）にて燃料電池バスを導入すること。

イ 導入する燃料電池バスについて、本県内を拠点とした路線バスの運行を見込むこと（自動車検査証における「使用の本拠の位置」が本県内にて登録されるとともに、水素利活用のアピールが見込める効果的な運行計画を作成していること）。

- ウ リース事業者が申請者となる場合、当該補助による補助金相当額が燃料電池バスの使用者が負担するリース料に充当されること。
- エ 導入する燃料電池バスについて、国が実施する燃料電池バス導入に係る補助金の交付決定を受けていること。

(5) 事業期間

交付決定日から令和5年2月28日（火）まで

(6) 事業の着手

事業の着手は交付決定日以降となります。

## 2 申請の方法

(1) 提出種類

次の書類を提出してください。なお、リース事業者が補助事業者となる場合、燃料電池バスの使用者に係るオ～キの書類も提出してください。

- ア 交付申請書（要綱様式第1号）
- イ 事業計画書（要綱様式第1号の別紙1）
- ウ 収支予算書（要綱様式第1号の別紙2）
- エ 貸与料金の算定根拠明細書（要綱様式第1号の別紙3）
- オ 暴力団等反社会的勢力でないことの表明・確約に関する同意書（要綱様式第1号の別紙4）
- カ 補助事業者の登記簿謄本又は現在事項（又は履歴事項）全部証明書
- キ 補助事業者の直近2か年分の財務諸表等、財務状況が確認できるもの
- ク 導入する燃料電池バスの本体価格等が分かる見積書の写し
- ケ 導入する燃料電池バスの性能が分かる仕様書、カタログ等の写し
- コ 国による補助金の交付申請書類一式の写し
- サ 国による補助金の交付決定の事実が分かる通知の写し（本申請時点で未決定の場合は決定後速やかに提出すること。）

(2) 提出先及び提出方法

ア 提出先

〒960-8670 福島県福島市杉妻町2-16  
福島県企画調整部エネルギー課（担当：泉田）

イ 提出方法

郵送又は持参により提出してください。

(3) 募集期間

令和4年7月1日（金）～令和4年7月22日（金）17時（必着）

※必要書類一式の提出があった場合、その都度審査及び交付決定を行います。

(4) 結果の通知

審査結果（採択又は不採択）は、申請者宛て郵送にて通知します。

**3 交付決定後の留意事項**

(1) 変更承認申請

事業内容又は事業に要する経費の配分変更がある場合、下記に記載する軽微な変更を除き、変更（中止・廃止）承認申請書（要綱様式第2号）を提出してください。

ア 補助対象経費の20%以内の減額

イ 補助対象経費及び補助金交付申請額の変更以外であって、事業の主要な部分に重要な影響を及ぼさない変更

(2) 実績報告

事業完了後は速やかに完了報告書（要綱様式第4号）を提出するとともに、完了日から起算して30日を経過した日、又は令和5年3月10日（金）のいずれか早い日までに実績報告書（要綱様式第5号）を提出してください。